

農林水産物等輸出促進支援事業のうち 農林水産物等輸出促進対策

【800,000(600,000)千円】

対策のポイント

明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者等の取組を総合的に支援します。

<平成19年度における事業の実施例>

- ①地域の特産品を詰め合わせて地域名を冠したパック商品を台湾、香港、ロシア、シンガポールへ輸出
- ②現地輸出先国における料理講習会の開催等を通じて地域特産の果実を台湾、香港へ輸出

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 輸出プロモーターの活用

豊かな経験と知見を有する輸出プロモーターを活用し、事業実施主体の輸出の取組を強力に推進するとともに、輸出実務を通じて事業実施主体で輸出を推進していく人材を育成する。

2. 海外輸出環境調査

事業実施主体が取り扱う製品について、海外の流通業界を中心とした市場調査、一般消費者を対象とした嗜好・文化・風習・消費動向等を調査する。

3. 産地PR・ほ場視察

輸出国のバイヤーを輸出産地に招へいし、産地の食文化、気候風土、作物の栽培方法、栽培状況等をPRする。また、栽培農家等と直接商談する機会を設け共通の商品開発を通じ、取扱量や品目の増加を図る。

4. ブランド認証

産地での生産、加工、出荷等に係る統一的な基準を作るとともに、その基準を満たした製品についてブランド認証することにより、輸出相手国産品との差別化・高付加価値化を図る。

5. 物流技術実証

輸出を安定的に行う上で必要な品質保持やコスト削減を実現するための物流システムの構築を図る。

6. 海外輸出環境整備

海外の関係団体等に対し、取扱産品を使用した日本食等のプロモーションや試食等を通じて、海外での販売促進の協力を得る。

また、輸出先国の植物検疫条件等に適合した生産地域の環境整備等により、輸出の定着化を図る。

7. 海外販売促進活動

海外の百貨店等における販売活動、レストランにおける日本食フェアの開催、効果的な広報活動等により、取扱産品の販売量の拡大を図る。

8. 輸出能力養成（新設）

輸出先駆者を講師とする研修会の開催や、事業実施主体が海外の現場を体験する海外市場調査等により、事業実施主体が輸出拡大プロジェクトを企画・立案し、実行するために必要な能力を養成する。

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成18年度から平成21年度まで

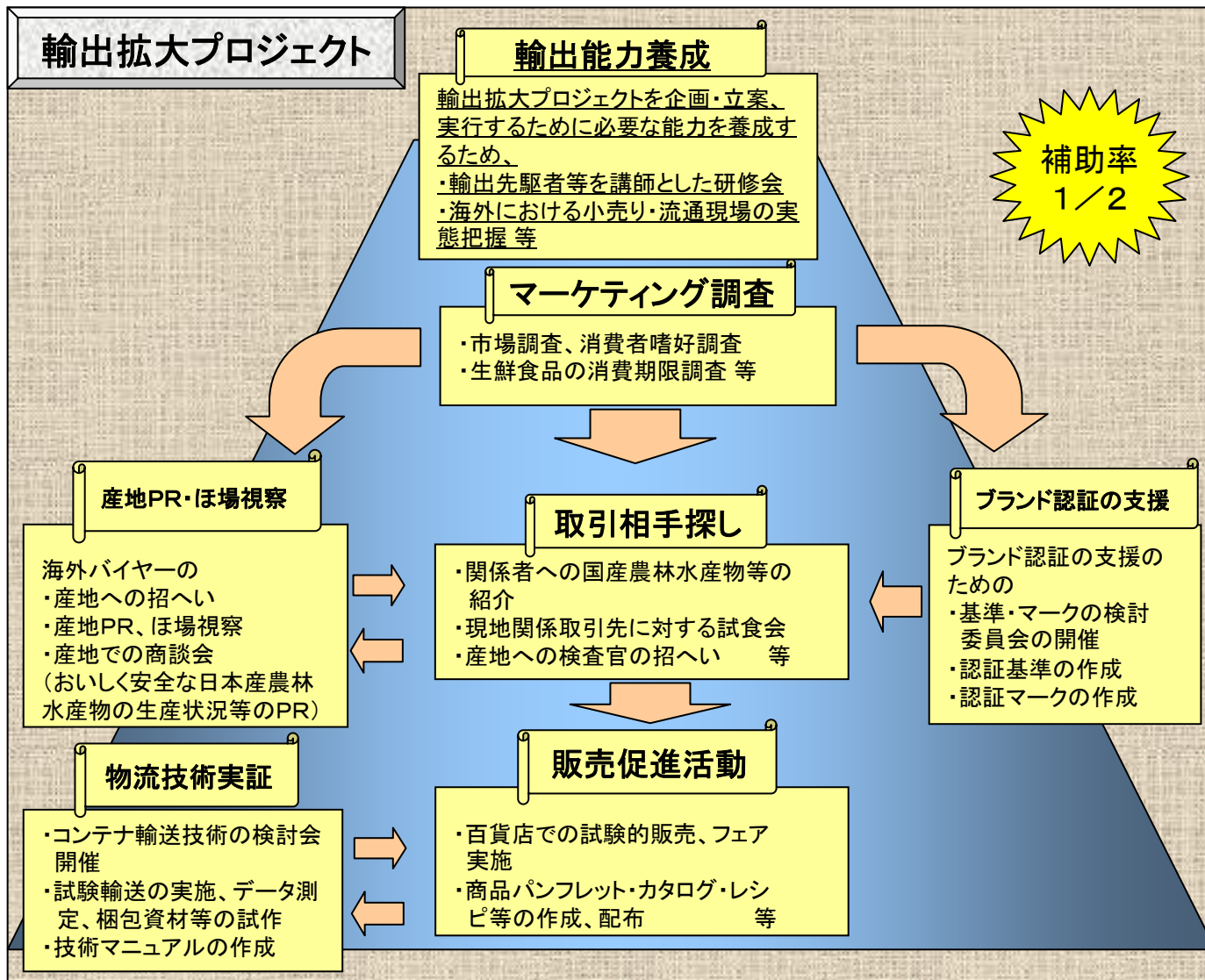
<補助率>

定額（<内容>の1.）、1/2（<内容>の2.から8.まで）

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

農林水産物等輸出促進対策

○ 明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者等の取組に対する総合的な支援を実施



輸出プロモーターの活用

定額補助上限 **500万円**

輸出プロモーターとして想定される人材

- 商社OB、輸出に知見のある経営コンサルタント
- 海外で商標登録出願等を行う弁理士等

輸出拡大プロジェクトを強力に推進